時間外勤務について、教員及び非常勤講師についても36協定の対象とすることに関する項目

　労働基準法では週４０時間または1日８時間を超えて勤務する場合には、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合、および、労働基準法第３３条第３項の規定が適用される場合を除いて３６協定が必要とされている。

　公立学校に勤務する教育職員は、給特法第５条に基づく地公法第５８条第３項の読み替えにより、労働基準法第３３条第３項の規定が適用されるため、官公署の事業に従事する地方公務員と同様に、公務のために臨時の必要がある場合には、三六協定に基づくことなく、正規の勤務時間以外に時間外勤務等（ただし、府立学校の教育職員の場合は、勤務時間条例第１１条に規定する業務（いわゆる「超勤４項目」）を行わせることができるとされている。

　休憩時間の確保に関する項目

　休憩時間については、府立学校の全日制課程では午前１１時から午後２時までの時間内に、定時制課程では午後２時から午後５時４５分までの時間内に、これによりがたい場合は、別に校長が定める時間内に置くこととしている。

また、府費負担教職員は、市町村教育委員会が定める時間内に置くこととしている。

再任用職員の介護休暇・病気休暇に関する項目

再任用職員の介護休暇制度、病気休暇制度等に関する休暇制度については、「定年前職員に準ずる。短時間勤務職員の休暇については、フルタイム勤務職員と同様とすることが合理的でないと認められるものは、勤務時間等に応じた日数とする。」として、適正に取り扱っている。

また、介護休暇・病気休暇の代替については、必要に応じて措置しているところ。

堺市立高校から府立高校への人事異動等の人事異動の基準等に関する項目

教職員人事については、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」を定め、これに基づき実施していますが、各学校における教員構成の適正化を進め、学校に清新の気風を醸成するとともに、教員の経験を豊かにし、資質の向上を図るため、校長の具申の下に、学校の実情に応じて推進していく。

なお、人事異動を２月中に確定することについては、事務手続上困難です。

府立学校においては、以前勤務した学校への異動については、特技・得意システムにおいて１回に限り可としている

堺市立高校からの人事異動については、交流を希望する教員について、相互の人事の状況を踏まえて協議を進めてきたところであり、引き続き、適切に対処していく。

評価・育成システムの賃金への反映に関する項目

大阪府立学校条例で教員の授業に関する評価は生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

授業アンケートについて、生徒、保護者に記入、提出の義務付けはしていないが、生徒又は保護者による評価は、授業アンケートにより把握するものとしていることから、学校は、生徒又は保護者に対して、授業アンケートの記入・提出を求め、結果を把握している。

また、各学校において、生徒等による授業アンケートを活用し、組織的に授業改善に向けた取組が進められていると認識している。